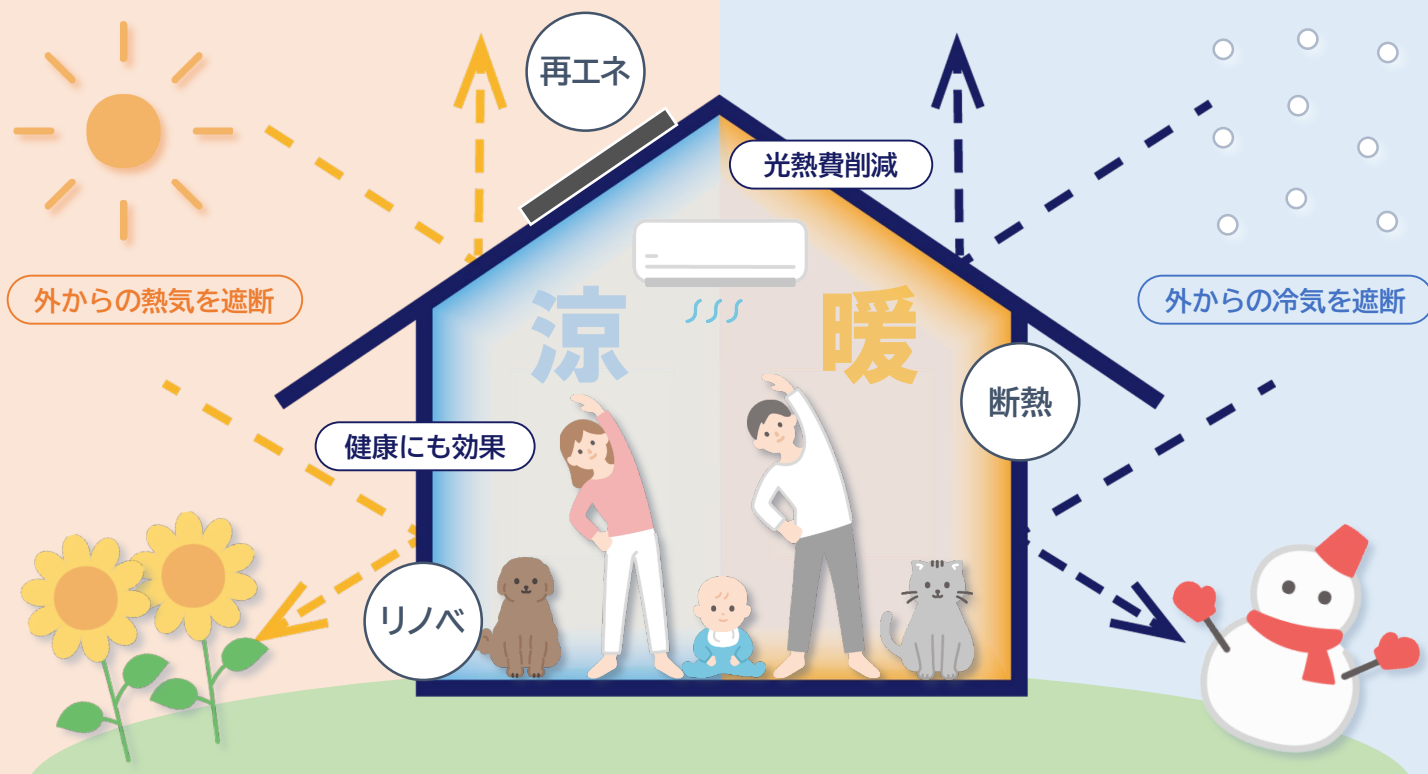


# 横浜でエコで快適な新生活

## 高性能リノベーション

～横浜市の補助金で、最大150万～



## 令和7年度 横浜市 脱炭素リノベ住宅推進補助制度

子育て世帯の住替え

定住世帯

補助金  
最大

150 万円

補助金  
最大

120 万円

既存住宅  
リノベーション

断熱等性能等級  
6または7

再エネ設備

住替え・定住

## 補助対象住宅の要件(概要)

### ① 次の要件を満たす住宅への住替え等を行うこと。

- ・市内の既存住宅であること。
- ・外壁、屋根・天井または床(基礎断熱)に一定の使用量以上の断熱材を利用する断熱改修を行うこと。
- ・日本住宅性能表示基準において、断熱等性能等級6又は7の省エネ性能を有していること。
- ・日本住宅性能表示基準において、耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)1以上かつ耐震等級(構造躯体の損傷防止)1以上の性能を有していること。
- ・再エネ設備(3kW以上/戸)又は太陽熱利用設備を備えていること。
- ・土砂災害特別警戒区域外の住宅であること。
- ・対象住宅に居住している(又は令和8年2月28日までに居住している)こと。

### ② 令和7年4月1日以降に、次のいずれかの契約を締結していること。

- ・中古住宅改修型：躯体の断熱改修により対象住宅とするための契約
- ・買取再販型：躯体の断熱改修がされた対象住宅を取得するための契約

### ③ 「よこはま健康・省エネ住宅事業者登録・公表制度」において、登録済み、又は実績報告までに登録する予定の事業者からの申請とすること。

詳しくは補助制度のウェブサイトをご確認ください >>

横浜市 脱炭素リノベ



## 補助金額

最大150万円

子育て世帯の住替え※  
定住世帯

… 最大150万円  
… 最大120万円

※ 子育て世帯の住替え…次のアかつウ、又はイかつウを満たす世帯

ア 平成19年4月2日以降に出生した子(令和7年4月1日時点で18歳未満)を有する世帯

イ 令和7年4月1日時点で夫婦のいずれかが49歳以下である世帯

ウ 対象住宅以外の住宅の所在地から対象住宅の所在地に住所を有する者として住民登録の届出を伴う転居を行うこと

## 申請の流れの一例

### 子育て世帯の住替え

### 定住世帯

① 予約申請・本申請 — 横浜市電子申請システムより申請

① 予約申請・本申請 — 横浜市電子申請システムより申請

② 交付決定通知 — 申請内容の審査後、補助金交付が決定

② 交付決定通知 — 申請内容の審査後、補助金交付が決定

③ 住替え — 所有権保存登記申請・住民登録の届出

③ 工事完了

④ 実績報告 — 専用フォームより実績報告

④ 実績報告 — 専用フォームより実績報告

⑤ 補助金振込 — 実績報告の審査後、補助金請求・振込

⑤ 補助金振込 — 実績報告の審査後、補助金請求・振込

・各申請の期限は申請区分によって異なりますので、補助制度のウェブサイトをご確認ください。

窓口

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10  
横浜市建築局住宅部住宅政策課



045-671-2922

[受付時間]

9:00~17:00 ※土日祝除く

[メール]: kc-datutanrinobehojo@city.yokohama.lg.jp

詳しい要件はこちら

